

福田徳三における厚生経済思想の形成(下) : 厚生経済思想の体系化

木嶋, 久実

<https://doi.org/10.15017/3000193>

出版情報 : 経済論究. 101, pp.59-77, 1998-07-28. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

福田徳三における厚生経済思想の形成(下)

——厚生経済思想の体系化——

木 嶋 久 実*

はじめに

- I. 生存権思想の意義——明治末～大正初期における福田——（以上、第100号に掲載）
- II. 厚生経済思想への展開——第一次世界大戦と福田——（以下、本号）
 1. 第一次世界大戦の意義
 2. 「十九世紀の総勘定」——大戦前の文明と大戦後の展望——
 3. デモクラシーと戦後世界の変容——多元的世界の理想——
 4. 労働がもつ積極的意義の再確認——左右田喜一郎による批判を通じて——
 5. 「解放の社会政策」
- III. 厚生経済思想の体系化
 1. 個人・国家・社会——「社会哲学」の視角——
 2. 「労働国家」論——「社会法学」の視角——
 3. 「経済哲学」としての厚生経済学

むすび

II. 厚生経済思想への展開——第一次世界大戦と福田——

1. 第一次世界大戦の意義

第一次世界大戦を契機に、日本では工業国への構造転換がいつそう進展することになった。大規模化を進め、新市場を開拓した繊維業が輸出を伸ばしただけでなく、輸入の途絶、海運の発達および軍需という大戦期特有の事情によって重化学工業が発達したからである。こうした大戦景気は、明治末から大正初めにおける税権・商権の回復によっても果たされなかった国際収支の危機をひとまず解消した。さらに、債権国となった日本は、中国にたいする資本輸出を拡大して大陸権益を強化するにいたった。指導者層には、大戦は、国力を増大させて世界秩序の一角を占めるための好機、いわば「大正時代の天佑」として捉えられたのである。

諸外国では、大戦の結果、専制政治からの脱却が進んだことも重要であろう。ロシアでは十月革命によってソビエト政権が誕生し、ドイツでも帝政が崩壊したからである。だが、大戦の意義として最も注目すべきものは、それが大方の予想に反して長期にわたる総力戦となり、イギリス・アメリカ両国において、国家による経済領域への介入を結果的に引き起こしたことにある。イギリスの場合、部分的ながら経済統制に着手したのは、総力戦体制の下で生まれたアスキス連立内閣であったし、それにつづくロイド・ジョージ内閣は、食糧供給の統制など国家による経済領域への干渉をさらに拡大し、

* 日本学術振興会特別研究員

戦時の財源確保のための所得税増税や、熟練労働者不足を補うための非熟練労働者や婦人労働者による代替政策を実施した。遅れて参戦したアメリカにおいても、食糧生産と配給や燃料調達における統制のほか、軍需物資調達、労資関係における紛争の調停やストライキの禁止、および軍需工場への資金調達が、国家のイニシアチヴの下で実行された。

両国にみられたように、大戦を契機として、自由競争にもとづく従来の資本主義が変容してきたことを、福田徳三（1874・明治7～1930・昭和5）は見逃さなかった。大戦前後におけるイギリスの変容を、福田はつぎのように把握していたからである。

福田によれば、19世紀のイギリスは「自由主義開国主義」の下で、「素町人主義」というべき実利主義をとっていた（『第十九世紀の総勘定』T 4, ⑥上22～27頁。丸囲み数字は『経済学全集』の巻数を示す。以下同様）。しかし、大戦の結果、イギリスはドイツ以上の「官憲主義」に立つようになった。すなわちイギリスでは、敵国人との取引禁止および配当等の支払い禁止や情報統制を通じて、国家による経済への介入主義が部分的にとられるようになった。このような「英吉利の所謂自由主義とはまるで違う」政策への変化は、イギリス社会の特質が経済的自由の発達にあると捉えていた福田にとって、従来の「素町人主義の破産」、あるいは「株式会社大英帝国」の「破産」を導くものでしかなかった。それゆえに福田は、大戦を「十九世紀の総勘定」と呼ぶことになった（同⑥上35～38頁）。

要するに、大戦が変化させたのは、福田の用語でいえば、功利主義的な「経済の本則」が支えてきた従来の自由主義であった⁽¹⁾。大戦中に、ドイツの「官憲主義」、つまり個人活動にたいする国家介入の傾向がイギリスにも及んだ結果、従来の19世紀的な自由主義が変容することになった、と福田は捉える。では、20世紀において、自由の拡大はどのように追求されるべきかというのであろうか。大戦を19世紀から20世紀への転換点と捉えた以上、将来の自由主義への展望が福田にあったはずである。まず、その点を確認してみよう。

2. 「十九世紀の総勘定」——大戦前の文明と大戦後の展望——

福田は、大戦後には「英国の功利哲学を中心として築かれた現在の文明」に著しい変化が起こるだろうと予測した。それによると、本来、イギリスに発達してきた資本主義は「功利哲学より生れた合理主義」と「其が経済上に頭われた資本主義、営利主義、拝金宗町人主義」を特徴としていた。換言すれば、それは「凡の生活の内容を評定する文化価値を貨幣価値に還元して考える」ものでもある。だが、イギリス的な資本主義は、「墮落」として「拝金的利己主義」となり、その結果、自由主義も個人主義も政党もみな「金持」だけの利益をはかるものになってしまう。そうした現状は、各国から「戦利品」を奪取してきた「贓 [不正の手段で得た物品] の陳列館」である大英博物館が十分に示している、というのが福田の指摘であった（『来るべき世界と其の文明』T 4, ⑥上55～57頁。[]内は引用者の補充。以下同様）。

福田が強調したのは、功利主義にもとづく資本主義の下で、持てる者と持たざる者との区別が生じ

(1) すでにみたように、福田は、労働の功利主義的側面を示す「経済の本則」と労働の創造的意義を示す「営利の主義」のふたつを、自らの社会認識の枠組みの二本柱としていた（木嶋久実 [1998] 100～101頁）。

てきており、自由主義、個人主義、および民主主義という理念が持てる者にしか役立っていない事実であった。とすれば、19世紀のイギリスを支え、19世紀の世界を導いてきたこれらの理念を見直し、新たな展望を掲げる努力が必要となるであろう。

事実、福田は、20世紀には「資本主義、個人主義の力」への懐疑とともに「従来の個人的社会主義」の衰退が起こり、代わりに「社会的な社会主義（或程度迄は国家社会主義の形をとって）」、「インターナショナル抜きのマルクス主義」、および「ロイド・ジョージズム」が伸張するはずだと予想していた（同⑥上57～58頁）⁽²⁾。また、思想的には「極端なる一元主義 [、] 進化論万能主義」の衰退とともに「プラグマティズム」の重要性が増し、それゆえに「金の力に対して人の力」、「悟性偏重に対して意力の尊重」、および「個人の活動に対して団体組織の力」というそれぞれの転換が起こることによって、新たな世界が切り開かれるはずだという展望が、福田にはあった（同⑥上59頁）。

福田の指摘の要点は、個人の理性にたいする信頼に支えられた19世紀の体制が破綻を迎えており、従来の資本主義も社会主義も、個人主義を基盤としている点で同じ危機に直面しているという点にある。だから、福田は個人と組織との関係を再考せざるをえず、少なくとも国内においては組織の力が重要になり、それゆえに組織のなかの一員としての個人の力が必要になってくると展望したのである。とすれば、20世紀の世界では、福田の社会認識の枠組みに即していえば、孤立的・功利的に欲望充足を追求する「経済の本則」だけでなく、労働の組織化にもとづいて剰余生産をおこなう「営利の主義」が積極的に推進されることになるはずである。

とはいえ、組織の力を重視する方向に転換を進めていくことは、個人、とりわけ持てる者の自由の拡大を追求してきた19世紀の政治の枠組みには不可能であろう。その意味で、大戦の結果を、帝政ドイツの専制政治と英米の民主政治の対立における「デモクラシーの勝利」とみなす一般の見方にたいして、福田は警鐘を鳴らさざるをえなかった。福田にとって大戦の意義はむしろ、大戦後のドイツにおいて社会民主主義にもとづく新体制が築かれて、ドイツの社会民主主義と英米の資本主義というデモクラシーを基本理念とするふたつの体制の対立が生じた点、つまり英米の資本主義に対抗する勢力が現れた点にあったからである⁽³⁾。

3. デモクラシーと戦後世界の変容——多元的世界の理想——

福田によれば、大戦の結果、英米の対抗勢力として「世界の均勢を維持」してきた帝政ドイツの専制政治が倒され、新しく「ソーシアル・デモクラシー」による体制がドイツに樹立されたため、世界の勢力図式が一変した。「旧式の政治的デモクラシー」にもとづく「資本的侵略主義」に立つ英米にたいして、社会民主主義をとるドイツが新たに対抗する図式が生じることになったというのである（「資

(2) 明治末から大戦期にかけての日本で、ロイド・ジョージへの支持が高まったことについては、宮本盛太郎[1986-a] 137～173頁を参照いただきたい。

(3) 大戦後のドイツにおいては、シャイデマンによるドイツ共和国の宣言とスパルタクス団指導者のカール・リープクネヒトによる社会主義共和国の宣言に対応して組織された「人民代表委員会」にもとづくエーベルト体制が成立した。福田は、大戦後ドイツにおいて「凡てのソーシアル・デモクラットを通じて第四階級が天下を取る」という「主義」が採用されたことを評価し、スパルタクス団も、エーベルトおよびシャイデマンの両名も、「緩急の差」があるものの、同じ「主義」を主張しているにすぎないとみなしていた（「如何に改造するか」T 8、⑥上1050頁）。

本的侵略主義の危険」T 7, 以下「資本」と略す。⑥上306~310頁)。しかし、福田にとって、この対立図式は、あくまでも「旧式」のデモクラシー理念の対立でしかなかった。

まず、功利主義的自由主義にもとづく英米の資本主義は、持てる者が持たざる者から富を奪っていることを是認しているという意味で、「デモス」全体を利するものではないから、「旧式のデモクラシー」に支えられた「侵略主義」の資本主義と呼んでよい。せいぜい、不動産を有する「第一第二階級」に対抗して「人格の自由と財産の保障」をもとめる「第三階級」ブルジョアジーの「政治上の改革」の要求にすぎず（「新しい意味のデモクラシー」T 6, 以下「意味」と略す。⑥上761頁）、英米のデモクラシーは財産所有者を優遇する政治的理念でしかないというわけである。他方、デモクラシーを体现すべき階層が限定されている点では、ドイツの社会民主主義も英米のデモクラシーと変わらない。社会民主主義におけるデモクラシーとは、「第四階級」が「先ず政治上の権力」を「第三階級」より奪うことを意味する「プロレタリアン・デモクラシー」でしかないからである（同⑥上763頁）。従って、大戦後に生じた英米とドイツの対立図式のなかに、新しい時代を切り開く理念が提示されているはずはない。

大戦後の世界にふさわしい理念として福田が提起したのは、「真正のデモクラシー」、つまり「国民全体」、「殊に財産なく労働にのみ衣食する大多数人民のデモクラシー」であった。それは、「下層無産の大多数」にとっては「人文の一切に渉りての解放と勝利」を意味し、「経済上の安固・生活の保障」つまり「生存権の認承」が与えられることであるという。従って、「真正のデモクラシー」は、まず「経済上のデモクラシー」である「英米人の所謂『インダストリアル・デモクラシー』」としてあらわれるはずである（同⑥上763~764頁）。この限りで、それは政治的な理念にとどまらず、まず国民の生存を確保しようとする経済上の理念としてもデモクラシーを進めていく立場であった⁽⁴⁾。

福田によれば、実際に世界で提起されてきた理念のうち、「真正のデモクラシー」と比肩する新しさをもつものは、「人間としての勝利」を意味するフランスの「ソリダール・ソシアル[solidarité sociale（社会連帯）]」しかなかった（同⑥上763頁）。福田には、「労働者の地位を高め、労働者に対する圧迫を排除して労働者を保護する」ことによって、社会の「発展」を導き、さらに「労働者の幸福増進の設備」を整えるにいたったフランスの政策（「社会政策とは何ぞや」T 7, ⑥上903頁）が、新しい意味でのデモクラシーを実現したものとしてみとめられていた。それゆえに、「真正のデモクラシー」を備えるならば、将来の日本は社会連帯の理念を掲げるフランスとともに、「世界を救うべき使命」を負わねばならないというのである（「資本」⑥上317~319頁）。

以上の福田の現状認識と将来展望によれば、大戦後の世界はつぎのように提起される。すなわち「過去一世紀間に於て資本的侵略主義国でなかった」フランスと日本（同⑥上321頁）が、「旧式のデモクラシー」に代わる新しいデモクラシーを備えた第三極として世界秩序の一角を占め、さらには秩序再編の主導権を握る多元的な世界、これである⁽⁵⁾。従って、福田にとって、19世紀の世界から20世紀の世界への転換とは、弱肉強食的な競争の激化によって持てる者と持たざる者との区分を招いてきた功利

(4) この時期、福田を含め、吉野作造や室伏高信らデモクラットの間にデモクラシーの概念をめぐる論争が生じた。デモクラシー論争の経緯に関しては、太田雅夫編 [1971] および太田雅夫 [1994] を参照いただきたい。

主義的自由主義の世界から、国民全体の生活を保障し、複数の勢力の対抗関係を前提に社会の連帯を進める、新しい自由主義の世界への展開を意味していたといえよう。

だが、以上の「真正のデモクラシー」論から引き出された展望の下で、実現されるべきものとみなされた人間の「人文一切に涉りての解放と勝利」とは、単なる「生存権の認承」ではなかった。福田が主張するように、弱肉強食の社会から連帯の社会への転換を果たすためには、つまりイギリスの産業民主主義やフランスの社会連帯にみられるように、労働者が自ら生活の安定や労働の安全性を獲得するようになるためには、人間労働のありかたそのものが変わらなければならないのである。

その点を明らかにするためには、すでにふれたように、欲望充足のための孤立的な生産を支配する「経済の本則」と、剰余を目的とする組織的な生産を貫く「営利の主義」に従う労働の意義が、明確にされなければなるまい⁽⁵⁾。それは同時に、人間労働をおもに欲望充足の側面で把握していた「生存権の社会政策」を、大戦後の思想潮流のなかで捉え返し、改めて拡張することにつながるはずである。

4. 労働がもつ積極的意義の再確認 —— 左右田喜一郎による批判を通じて ——

大戦後の日本では、組織や連帯を支える創造的な人間性への関心が高まっていた。大戦を契機とした重化学工業化の進展は、労働者にさらに苛酷な労働を課す一方で、産業都市への人口集中をも生み出し、その結果、労働者や都市住民の心身の健康悪化が問題になり、生存競争の激化にたいする懸念が強まったからである⁽⁶⁾。功利主義的自由主義からの脱却をもとめ、「生命」の関連な発現を希求する思想潮流の広がりや深まりは、「改造」や「文化」ということばの流行にも表れていた。「一切の人格は文化の生産、創造にたずさわるることによって其自らの重要と価値とを発揚するに於て[,] 其自身固有の意義が見出し得らる」(左右田喜一郎『「文化主義」の論理』T 8)という観点から、左右田喜一

(5) このように福田は多元的な勢力図式を理想とみなしており、国内政治に関しても同様の観点から、国内に定着しつつあった二大政党制を批判した。すなわち、労働者を基盤とする政党が結成されるべきであり、多党併存の状態のほうが国民は「自己の利害に近いもの」に投票できるという主張である(「二大政党対立論を非とす」T 5⑥上755頁)。これは、「人間として生れ、国民であれば政治に参与すべきものである」という意味で、普通選挙をもとめる主張と軌を一にするものであった(「如何に改造するか」T 8⑥上1071頁)。

しかし、その反面で、福田が国家の枠を超えた連帯に消極的であったことにも留意すべきである。福田は、国家の枠を超える「世界心」を否定し(「国本は動かず」T 8, ⑥上976頁)、「日本人であること」や「日本であれば君主国の内に住んで居ること」という「不可動の事実」(同⑥上1008頁)にもとづいて思考せざるをえないと指摘していたし、国際連盟についても、英米が「正義人道無併合無賠償を高唱しつつ」「国際連盟と云う併合をやる」点で異議を唱えていた(「世界を欺く者は誰ぞ」T 8, ⑥上1037頁)。そのため、こうした福田の態度は、「福田の進歩的思想」「生存権の主張」のブレーキとなって、結局、「福田を」温和思想家にさせている」という評価を生むことにもなった(中村勝範[1987])。実際、堺利彦は、福田における「言論と実際運動との区別」に強く反発し、福田が「彌次性と、反抗性と、煽動的態度」を十分に発揮することを期待している(堺利彦[1919-a] 25頁)。

とはいえ、重要なのはむしろ、一見「温和」にみえる福田の態度が、個人の自由拡大を積極的に進める国家像に由来していることであろう。従って、この点については、福田の国家観に焦点をあてた後の節で改めて言及したい。

(6) すでに述べたように、剰余を目的とする組織的労働を貫く「営利の主義」について、この時期の福田の力点は、剰余の創造そのものから、「営利の主義」が「生々々の・進歩的・発明的の経済生活」を導いて経済発展の「動力」となる点(『統経済学講義』T 2, ①749頁)に移ってきていた(木嶋久実[1998] 101頁)。労働者が「経済生活」のなかで創造性を発揮することが、結果的に生産力を増大させるとみなしている点で、福田は生産力の内容の質的側面を重視するようになったといえよう。

(7) 大正期には、広津和郎『神経病時代』(大正6年)、小川未明『砂糖より甘い煙草』(大正9年)、および葉山嘉樹『セメント樽の中の手紙』(大正15年)など、工業や都市生活における不安をテーマとした文学作品が書かれた。詳しくは、鈴木貞美[1995]を参照いただきたい。

郎が主唱した文化主義も、人間性の創造的な側面を重視するという意味で、この思潮の一翼を代表していた。

だが、福田の「生存権の社会政策」は、左右田の文化主義の見地からは、「文化価値」を生存権の実現と同一視している点で、「文化価値」の意義を十分に捉えていない議論だとみなされた。

福田が自然淘汰の人口法則とあらゆる人間にたいする生存権の認承とを両立させようと苦慮したのにたいし、左右田は「理論上に於ては」「人口法則と生存権の認承とは優に両立」できるという。「マルサス人口法則」という自然淘汰の「経験法則」は、「moral restraint, vice and misery」などの「抑制」を考慮しても成立するから、生存権の認承によって、逆に「抑制を弱め社会上の弱者を増加する」ことになっても人口法則の成立は揺るがない、と左右田は考えたからである（左右田喜一郎「価値哲学より観たる生存権論」T 7, 以下「価値」と略す。22頁）。また、生存権は「如何なる意義に於ても文化価値其自身ではありえない」とも左右田はいう（同33頁）。生存権は「各人格の価値生活に対して其の物質的根拠」を「社会的に且事実に与うと云う意義と範囲に於てのみ」みとめられるべきであり、その根拠の上に立ってはじめて「凡ゆる人格」は「当為としての文化価値」に携わることが可能になるからであった（同27～29頁）。

要するに左右田は、生存権の意義を自然法則（マルサス人口法則）の運行の「余地を填充」するもの（「人口法則と生存権」T 4, ③1214頁）とみなす福田の把握を批判し、生存権を「文化価値」追求の「物質的根拠」を与えるものとして位置づけた。福田が、自然淘汰の自然法則を免れた「生者」が生存する権利として生存権を捉えたのにたいして、左右田は、「生者」の「文化価値」追求を可能にする物質的基礎を与える根拠として生存権を捉えていた。しかし、左右田の批判点は生存権の解釈だけではなかった。福田と左右田とは、人間労働の捉え方が違っていたからである。

左右田によれば、「一度発生したる自然状態」の維持をはかる一方、自然淘汰の人口法則を「不変の鉄則」とみなそうとすると、矛盾に陥ってしまう。これは、自然法則が経験的事実にたいする「主観の認識成果」にすぎないことや、「社会生活の目的」が「自然主義に反して目的論的意匠的に当為として吾等に課せられ (aufgegeben) たるもの」という点を忘れた態度だからである（左右田「価値」20～22頁）。また、A.メンガーのように「機会均等主義」を根拠に生存権を主張するなら、それは「万人に其生存の確保を与うべきとする美名の下に万人を駆って悪平等ならしめん」とする主張であるし、「人格の独立を滅却せんとするもの」にならざるをえない（同23～25頁）。左右田の見解は、こう言い換えられよう。「一度発生したる自然状態」にできる限り人為を加えまいとする「一種の自然主義的努力」は、かえって「当為」として「文化価値」を追求する「社会生活の目的」を見失いがちであり、その限りで現存社会組織への単なる順応に陥る危険性をもっていた。また、特権を廃するために「機会均等」をもとめて生存権を主張するなら、究極的には結果の平等をもとめざるをえず、結果的に「悪平等」を引き起こすかもしれない。左右田のこうした主張は、福田の「生存権の社会政策」のなかで暗示された人間労働に創造的意義が十分組み込まれていない点を明らかにし、「当為」の側面が希薄であったため、福田の主張に現状追従の危険があることを指摘していた。

「生存権の社会政策」において福田は、「欲望の把持者」とするとともに「労働の実行者」として「欲求と充足」の調和を果たすという、「経済上における人の意義」を充たすための権利として生存権を捉

えた上で（「労働権・労働全収権及労働協約」T 5，⑤下2045～2046頁），それを「文化価値」と認識していた。この点では，「生存権の社会政策」において，労働による人格的・物質的な欲求充足（調和）を人間の「意義」とみなす福田の人間労働の把握には，左右田が主張した「当為」としての「文化価値」追求，つまり欲求の充足を超えて，人格的な向上を「社会生活の目的」とするような積極的な人間労働の創造的意義が十分に織り込まれていたとはいえない。

だが，本来，福田の社会認識の枠組みには，欲望充足に従事する人間活動の孤立的側面のほかに，社会的関係を結び，剰余を生み出す創造的側面も併存していた。それゆえに，左右田が指摘するような労働の創造的意義を重視した生存権論を改めて規定し直すことは，福田には当然の展開であったにちがいない。福田は，「文化主義に対する一挑戦」として，「解放 [emancipation] の哲学」を掲げたからである（「解放の社会政策」T 8，以下「解放」と略す。⑥上1235頁）。

5. 「解放の社会政策」

功利主義的自由主義が一部の国民の利益のみを伸張するように作用してきたために，「真正のデモクラシー」は発達を妨げられてきた，と福田は主張する。元来，「人間を動かして生活上活動せしむる力」には「欲望と衝動」があり，そのうち「衝動」は「所有の衝動」と「創造の衝動」に分けられるが，今日の国家は「所有の衝動のみを尊重」してきたからである。民法には「労働に関する規定はたった九箇条しか」なく，しかも労働者に「不利益な規定」になっている。教育もフランスの教育にならって「規則づくめ」で「融通が利かない」，「創造と言う事を殺してしまう」ものが普及している。「生命財産の安固殊に財産権の保護」を「一大任務」とする「財産国家・所有国家」でしかない現時の国家は，「真正のデモクラシー」の理想から遠かった。福田の主張では，こうした現状が生じたのは，「人類のため物を作り出す人」，つまり「労働者，製作者，工業者，農業者，精神的技術者，文学者，学者其他無形のものでも茲から新しい社会的創造をなす人」が「尊敬」されていないからであった。「是等の人を尊敬しない」ために「人間の創造力は段々と萎縮し」，従って「社会政策に就いて色々の法規を立てても，富の生産が不足するは当然」になり，「分配の公平」も果たされないと福田は指摘している（「虚偽のデモクラシーより真正のデモクラシーへ」T 8，⑥上1136～1141頁）。

以上の主張において，人間の活動が欲望充足だけでなく，「衝動」，とくに「創造の衝動」という側面からも把握されている点は見逃せない。社会認識の枠組みにおいて指摘されていた，人間労働の欲望充足的側面（「経済の本則」）と創造的側面（「営利の主義」）が，「欲望と衝動」という枠組みの下で，新たに「欲望」，「所有の衝動」，および「創造の衝動」という三つの側面として捉え直されているからである。この把握によって，福田は人間労働の創造的意義の発現を「真正のデモクラシー」論の内容として捉え，「創造の衝動」の解放という「解放の哲学」を掲げることになったわけである。

とすれば，財産所有者を偏重して「所有の衝動」だけを保持している現存の法律・制度を改編し，創造的活動に携わる人々の「創造の衝動」の解放をめざす新しい社会政策が，「解放の哲学」にもとづいて打ち立てられなければならない。福田のことばでいえば，「組織を立てた経済生活」に不可欠な「嚮導主義 Leitendes Prinzip」（「解放の社会政策」T 8，⑥上1249頁）が，「解放の哲学」にふさわしいものとして，新しく打ち出されなければならないのである。

福田によれば、産業革命以降の経済生活は、三つの「嚮導主義」を順次掲げながら発達してきた。まず、産業革命によって成立した経済生活においては、第一の「嚮導主義」である「生産主義」の下で「貨幣価値に顕れた富の最高生産」がもとめられた。だが、このことが「資本に対する最大収益」を意味するようになると、「自由放任」を「最も便宜」とする「最大収益主義」すなわち資本主義が成立するにいたり、自由放任下での分配の公平さを問題とする社会主義や社会政策などによって第二の「嚮導主義」、つまり「分配主義」が打ち出された。「分配主義」の下では、「生産の充実」がなければ分配の公平が実現できないことになるから、「生産力（労働者）の十分」を証明しようとする議論が生じざるをえず、福田自身「二十年の昔」に「生産的社会政策なる拙案」を案出したが、福田によればこれは「出来ない相談」であった。「十分なる生産」があっても「労働の不安、不平、階級の憎悪」を除去できないからである。そこで「心理上」の「労働の苦痛」を除くために主張されたのが、「生存権の社会政策」である。それが第三の「嚮導主義」、つまり「生存保障」によって最高度の生産と分配の公平とを実現しようとする「保障主義」であった（同⑥上1249～1256頁）。

しかし、「解放の哲学」を新たに掲げた福田は、第四の「嚮導主義」を導き出すことになった。それが、「所有の衝動」の「過当の発現を抑えて」「創造の衝動を解放」しようとする「創造主義」・「解放主義」である。福田は、「今日の労働問題」は「労働が苦痛の力作」であり、「他人の創意Initiativeの執行」であるから生じているとみなしていた。従って、「手工業を謳歌」したカーライル、ラスキン、ウィリアム・モリスたちが理想とした「創造の生活の解放」が、いまや「大工業」「大農場」「大企業」において実践されるべきであり、「各人は彼自身の親方」にならなければならないと説く。それゆえに、「解放主義」の「先駆者」である「Control of Industry（産業の共同管理）」や「Industrial Democracy（産業的デモクラシー）」が、「解放の社会政策」のめざすところとなった（同⑥上1256～1263頁）⁽⁸⁾。

この「解放の社会政策」の主張において、社会政策の中心課題は、物質的・人格的な欲望充足を保障して人間の生存を確保することにとどまらない。むしろ、「創造の衝動」を保障する社会政策によって、生産を指揮する他人の創意の下でおこなわれる「苦痛の力作」から「物を作り出す」人間を解放し、それぞれが自立的な人間として組織化を担う自由を獲得できる社会の形成が、「解放の社会政策」の主題である⁽⁹⁾。その意味で、「解放の社会政策」は、大戦後の新しい自由主義を進めていく政策であるといえよう。

換言すれば、創造的活動としての労働の解放を社会政策によって促進する「解放の社会政策」は、「生存権の社会政策」に十分織り込まれていなかった組織的労働の創造的意義に着目した新しい主張である。事実、「解放の社会政策」では、福田の厚生経済思想の体系がもつ三つの要素、すなわち調和的な社会像を描き出す「社会哲学」、調和達成の法的枠組みを整備する「社会法学」、調和した社会における経済生活の内容を考察する「経済哲学」のそれぞれの内容と関連が、より明確に示されてい

(8) そもそも福田は、「苦痛」と「貨幣価値の取得」を不可欠な要件とするものとして労働を捉えていた（『経済学講義』M40①386頁）。『経済学全集』編纂時に執筆したと思われる『経済学講義』第二編第三章「補論」においては、「狭義の生産」が「他人の創意に基き、他人に給付する力作」である「労働」と、「自己の創意に基き、自己の為にする力作」である「非労働」とに区分されている（①391～393頁）。従って、ここでの「解放主義」の主張は、生産のありかたを「労働」から「非労働」に転換することだと言い換えられる。

る⁽¹⁰⁾。従って、これ以降の福田の主張を、厚生経済思想の体系化という観点から理解することができよう。まずは、創造的活動がどのような社会の調和の下で進められることになるのかという点、つまり個人・国家・社会の間にはいかなる関係が成り立つのかという点を確認してみよう。

III. 厚生経済思想の体系化

1. 個人・国家・社会——「社会哲学」の視角——

無限の増殖と無限の「向上発展」を目的とする「個体としての生物」に避けがたい量的・質的な淘汰を、個人は「国家と社会」という「共同生活」を営むことによって解決する、と福田はいう（『社会政策と階級闘争』T11, 以下『闘争』と略す。⑤上31～39頁）。「単なる集合体」ではなく、「分業」にもとづいて「協業」をおこなう「組織化」によって、「共同生活」に「一つの活力」が備わるからである。その限りで、「共同生活」（国家，社会）は「人格生活」、つまり「個人生活の矛盾を積く為のもの」であり、「其れ自からの生命」を有し「個人の生活と対等なる一の独立せる生活形態」である⁽¹¹⁾。福田は、「国家の中」での生活と「個人としての生活」からなる「二重の生活」を有する個人は、「自己決定的の意思」をもつことによってはじめて、両者間に矛盾のない「渾一体たる人格」を形成し、独立的・自律的な行為をとることができる⁽¹²⁾と説いた。こうした「人格生活」において、「渾一体たる人格」を有する個人は、「物格」・「自然」という「外部」と「対立」するというのである（同⑤上47～54頁）。

福田は、個人が淘汰から生き残るためには、国家や社会という組織のなかの一員としての生活と「個人としての生活」からなる「二重の生活」を負わざるをえないと考えていた。しかも個人は、どちらの生活にとっても矛盾のない「渾一体たる人格」を形成し、「人格生活」のなかで独立的・自律的な人

(9) こうした展開について、福田自身は、「発展の生活[,] 創造の生活が真の経済生活なること」を大正2年以来主張してきたと述べているが（「解放」⑥上1257頁）、欲望と衝動を対置して衝動の「解放」を重視した点、および「所有の衝動」と「創造の衝動」を並置し、後者の優越を主張するにいたった点にはバートランド・ラッセルの影響が窺える。「所有の衝動」(Erwerbungstrieb, Besitztrieb)と「創造の衝動」(Schaffenstrieb, Schöpfungstrieb)について、福田は、黎明会の同人に勧められて読んだバートランド・ラッセル『社会改造の原理』(Principles of Socialreconstruction)に「殆ど同じ事」が書いてあったと述べている（「如何に改造するか」T8, ⑥上1061頁）。また「創造主義」に関しては、「我輩はラッセルの説に接して実に天来の福音を其中に見出したように思うものである」と述べる⁽¹³⁾と同時に、「尤も我輩はラッセルによりて始めて斯く考ふるに至ったのでない」とも言明していた（「解放」⑥上1256～1257頁）。

労働者の「創造の衝動」の発現を重視する主張は、大正期に広く普及した人格主義のなかにも見出せる（阿部次郎「人格主義と労働運動」T10, 351頁）。ただし、阿部次郎の人格主義は、「自他の人格の善性と類同性」に絶対的な信頼を置くテオドル・リップスの「感情移入」的人格主義に源をもつもの（三嶋唯義 [1969] 51～53頁）であり、福田の人格主義とは思想的源泉を異にしていた。

(10) 宮島英昭 [1983] は、福田の「社会政策思想の展開に関する回顧」を含む「解放の社会政策」論文が、「福田研究において極めて重要」だと指摘していたが、同論文が福田の思想形成上にもつ意義については言及していなかった（71頁）。だが、上に記したように、厚生経済思想の体系化という観点からみれば、三要素の内容と関連を示した「解放の社会政策」論の意義が明確になるはずである。

(11) 「人格」とは、「自決的の独立の意思」をもち、「其の意思の発現である、自由自在、独立自決の行為をなす主体」をさし、「他律的」で「普遍的」な「物格」および「自然」と対置される概念である（『闘争』⑤上53～54頁）。このことに関して、福田における「人格主義」が、「自然法則」にたいして「人間が主体的に働きかけてゆく可能性を提示していた」点で、「社会科学の方法論」において「貴重な一石を投ずるものであった」と指摘したのは、山之内靖 [1969] であった。とはいえ、福田の厚生経済思想の形成を連続的に捉えようとするなら、「人格」対「自然」の関係が、功利性と創造性という労働の二側面を柱とする福田の社会認識の枠組みにもとづいて、労働の創造性の発揮をめざす新しい国家像の提唱に発展していったことを見逃せまい。

格として自然と対抗するという。だが、国家、社会などの組織における生活と「個人としての生活」との統一は、そうたやすいことではあるまい。

実際、「人類存在の本義」が「個人々々の生活と、国家、社会の生活とが合致すること」であるにせよ、両者の合致が困難であることも福田は十分理解しており、個人が「完全に自由な活動」をおこなうと「国家に迷惑」になることや、逆に国家が個人を「圧迫」したり「専制的に抑えつけ」たりして、「無理に」「調和」を導く場合の危険性もみとめていた。むしろ福田が力説したのは、国家が強制的に「調和」を導こうとしても、たいてい「慣習、伝統が之〔国家の生活の発達〕を沮んで」しまうから、「国家の生活の発達」は「国家を構成する国家の中の個人の活動による外はない」点であった。福田は、「国家人格の完成」は、「其構成分子にして、其同位者」である「個人人格」および株式会社など「各種の不完全人格」の「徹底的尊重、擁護、保育」によって達成されると捉えていたからである（同⑤上57～67頁）。要するに、「個人の自由活動を許して、出来るだけ個人の力を働かせるのでなければ、国家其のものが発達して行かない」こと（同⑤上60頁）、つまり国家の尊重を受けながら「個人人格」が自由闊達に「人格生活」を営めるなら、全体として「国家人格の完成」に結びつくということが、個人と国家をめぐる福田の主張の骨子だといえよう。

では、自然との対抗である「人格生活」は、どのような具体的内容をもつのであろうか。福田によれば、自然という「物格」は、「人格」の「意思と行為」の働きかけがなければ「怠惰状態に復帰」しようとする傾向をもつから、「人格」はたえず「物格」を「其意思に服従せしめ」「征服」しなければならない。とすれば、「人格」と「物格」の間の「闘争」は、いかにして「不足に打克って、有限と無限を調和せしむ可きかの努力」であり、「広義に於ける労働」と呼ぶべきものである（同⑤上67～71頁）。人間労働の働きかけがなければ、たえず本来の「怠惰状態」に戻ろうとする自然は、「人格」の征服や利用の対象になるしかないから、自然を征服し、利用して、「無限」の創造的・人格的發展をおこなうこと、つまり「労働」が人間にとって重要になってくるという把握である。

こうみえてくると、「人格生活」を「経済生活」とみなすことによって、その特質を明らかにできよう。福田は、「経済生活」が重要である根拠として、つぎの二点をあげた。それは第一に、「共同生活」を組織し、「人格生活」を営むことによって個人の生活における限界を突破しようとする動きが、労働によって財を獲得して欲望を充たす経済行為の「秩序的連鎖」である「経済生活」において顕著であること。第二に、有史以来、組織化されてきた「経済組織という共同生活」が、家族や氏族など、「国家の其れに均しい独立の自決的意思を有し、其意思を発現す可き自決的の行為を為す」「経済単位」によって営まれてきたことである（同⑤上75～77頁）。

とはいえ、「国家という共同生活」と同じく、「人間の力の不足、有限を、共同化によって取去らんとする人間の文化要求から出たもの」である「経済生活」には、ほかに独特の性質があった。福田の指摘によると、それは、「財産」が法制度による「国家の認承と云う手続を経て確立したもの」であるために、労働による財産獲得を主内容とする「経済生活」が、「国家の保障」にもとづくことになっている点である（同⑤上78～82頁）。だから福田は、現時の国家を財産擁護をもつばらとする「財産国家・所有国家」と呼ぶが、他方で「財産国家・所有国家」における財産の地位が、単なる「物格」にとどまらないことも見逃さなかった。「財産」は「物格の上に打立てられた人格の支配」であると同時に、

財産所有者を通じて「他人労働をも支配」する（同⑤上82～84頁）からである。

従って、財産権を擁護する法律・制度による拘束を受けて「其範囲を定められ」、「其組織化の範囲が国家範囲と全く一致するに至った経済組織」である「国民経済」（同⑤上97～98頁）の下では、「継続的、永久的」な「財産を通しての人格支配」が確立していると福田はいう（同⑤上105頁）。国民経済の下では、本来「自主自決の人格が其意思を発現する行為」であるはずの「労働」が、財産所有者による「人格の支配」を受ける「雇傭労働」になる（同⑤上105頁）という転倒した関係が生じているわけである。とすれば、労働者が「人たることを十分に自覚」する、つまり「物格」を支配するという「人格」としての労働の役割を追求しようとするならば、もっぱら財産権の擁護に傾斜している現行の法律・制度を改編しようという要求が生まれて当然であろう。「国家の定めた財産擁護本位の共同生活」を打ち破ろうとする労働者によって率いられた「運動や現象」こそが、福田が捉えた「社会」であった（同⑤上106～107頁）。福田にとって「社会の発見」とは、「経済生活の組織化」が発達していく上で不可避の事象であったといえる。

以上で示された個人・国家・社会の間関係は、つぎのように整理できよう。

個人は、組織化によって自然を支配・利用し、財を獲得する行為を通じて「人格生活」を営むことに意義をもつが、「人格生活」は、個人としての生活と国家の一員としての生活が合致するところに成り立つ。しかし、現実には、本来「人格」である労働者が、財産所有者の支配を受けざるをえない状況にあり、人格的發展を遂げられないという矛盾に陥っている。従って、労働者にできることは、財産所有者の支配を克服しようとする運動を起こし、「人格」としての地位を回復する以外にない。この人格性回復の運動そのものが社会であり、社会の存在によってはじめて労働者個人は、個人としての生活と国家の一員としての生活を調和させ、「人格生活」を営むことが可能になるわけである。

この調和は、福田のことばでいえば、「欲望の整理と労働の充実との調和に基く社会生活の統一」を考察の主題とする「社会哲学」（「労働権・労働全収権及労働協約」T 5, ⑤下2045頁）の内容にほかならない。とすれば、つぎの問題は、「調和が実現せられ得べき社会法の具備」、すなわち「社会法学」（同⑤下2045頁）の内容であろう。前に述べた通り、福田の厚生経済思想の体系は、「社会哲学」、「社会法学」、および「経済哲学」の三つの要素から構成されていたからである。事実、福田は、財産権擁護に傾斜した現行の法制度を改編しようとする労働者の運動がどのように法的に根拠づけられるか、考察することになった。

2. 「労働国家」論——「社会法学」の視角——

現行の国家を「財産国家・所有国家」と捉えていた福田にとって、労働者の運動に法的根拠を与えることは、新しい国家像を提起することに等しかった。

労働者が人格性を獲得しようとする運動は、法律・制度という国家の「外圍」を超えようとするものであり、従って「経済組織」が「其範囲を国家と同一にする能わざる」状態（「国民経済の非国民経済化」）を招くと福田はいう。その意味で、労働者による運動は「非国家的、反国家的、超国家的」な「社会的運動」であるが、こうした「財産対労働の闘争」が、「国家外圍」の枠内だけでなく外部にもあふれ、「外圍」から枠内に入り込んだり、枠外に出ていったりする「滲入運動」および「滲出運動」

をおこない、「国家外囲」の「抵抗力」を弱めようとする。それゆえに、「社会の発見」とは、「滲入出運動の全体」を発見することでもありと福田はいう（同⑤上112～118頁）。要するに、雇用関係の下にある労働者が人格性を回復しようとするなら、財産権を擁護し、財産所有者による他人労働の支配を容認している現行法律・制度の改革を避けるわけにはいかないことになる⁽¹²⁾。そのために労働者が引き起こす、国家の外枠である法律・制度にとらわれない国家への対抗運動を、福田は具体的な「社会」の姿として把握したのである。

従って、福田によれば、社会政策の「本領」とは、「国家という容器が社会生活の拡張の妨害者となることを罷めしめようとする」こと、すなわち「国家の外囲を弾力性に富むものたらしめ、出来得るだけ十分に共同生活の闘争を広汎に其内に包擁するを得せしめること」になる（同⑤上122～123頁）。労働者が「非人格との闘争」を通じて「人格発展」を進め、「厚生化」を促進するのが、「協調」とは異なる「闘争の政策」としての社会政策の役割であった（同⑤上128頁）。換言すれば、福田が「解放の社会政策」として主張した、他人の創意の下でおこなわれる「苦痛の力作」から人間を解放し、自立的な人間として組織化を担い創造性を発揮する自由を獲得させることをめざす積極的な社会政策は、「社会的運動」の要求を取り入れ、労働者の人格性を法的に承認することを課題としていたといえよう。その限りで、社会政策がなすべきことは、具体的には、労働者の賃金確保、身体的保護、および人格的保護という「労働保護の三要点」（『社会運動と労銀制度』T11, ⑤上756～758頁）の実施をさしていた。

こうして積極的に「厚生化」を進める社会政策を実現する国家は、財産権の擁護をもつぱらとする現行の「財産国家・所有国家」とは異なる。「財産国家」は、全国民の生存権の認承という「統治の主体たるに相伴う義務」（同⑤上125頁）を怠っているからである。他方、財産権を擁護するだけでなく、労働者の人格性を回復するために、全国民の生存権の認承を果たす国家こそ、福田が「労働国家」⁽¹³⁾という新たな国家像として掲げたものであった⁽¹⁴⁾。それゆえに、「財産国家より労働国家へ」（同⑤上125頁）の転換が、福田のいう「社会法学」の内容にほかならなかった。

こうみえてくると、福田に残された問題は、「労働国家」における経済生活のありかた、つまり「厚生化」がいかに促進されるかという問題に限られてくる。その意味で、晩年の福田が取り組んだ厚生経済学研究は、「社会哲学」および「社会法学」において「考定せられたる所を社会経済の立場よりして審かに観察」する「経済哲学」（『労働権・労働全収権及労働協約』T5, ⑤下2045頁）の試みであったといえよう。

(12) 福田によれば、「法の威厳」は「国家意思の声明である」「形式要素」と「社会生活の具象である」「実質要素」から成り立つ。そのどちらかを欠く「虚偽の法」は、「法の本性が要求する必然的作用」として、国民が「何等かの運動によって、早晚其の欠く処のものを補充す可く努力」することを要するという（同⑤上164頁）。

(13) 「労働国家」はA.メンガー『新国家論』において提起された国家像であった。メンガーは、「(個人主義的)勢力国家」(der Machtstaat)と対置される「民衆的労働国家」(der volkstuemloche Arbeitstaat)を「国民の精神的肉体的労働及び之によって産出せられたる財貨の分配を、全人民の利益となるように組織することを目的とする」と定義している（メンガー／河村又介訳 [1921] 44頁）。メンガーの思想については、喜田了祐 [1964] を参照いただきたい。

3. 「経済哲学」としての厚生経済学

自然を不断に征服し支配することによって人間が人格的發展を遂げるといふ、「厚生化」の視点からみれば、経済学は「価格の経済学 (Price Economics)」と「厚生経済学 (Welfare Economics)」に区別できると福田はいう (同⑤上265頁)。労働者の「其所産の価格を全部取得せしめよ」といふ労働全収権や、労働に「価格を付与せしむる機会又は可能性」を要求する労働権は、どちらも価格に関する「闘争」や「価格要求 (Preisforderung)」にすぎず、価格経済学の主張である (同⑤上266～268頁)。それにたいして、生存権は価格をめぐる要求とは異なり、人間の人格的向上を導くものであるから、「厚生闘争」(同⑤上267頁)の一環としてみなされなければならない。それゆえに、経済生活における「厚生化」を考察する厚生経済学が、価格経済学と異なるものとして成り立つのである。福田によれば、現時の経済生活は「凡ての経済行為」を「価格奴隷 (Price slave)」とするものだが、厚生経済学はそうした価格の「束縛からの解放」であるという⁽¹⁴⁾ (同⑤上272～273頁)。では、価格要求の形態をとらない「厚生化」の要求とは、なにを意味するのであろうか。福田の主張の要点をまとめれば、おおよそ以下のようになる。

「経済的厚生」とは「貨幣評量を許す限りの満足と不満足とに関連するもの」ではあるが、そのときに秤量された貨幣と満足・不満足との間には「欲望と嫌悪が介在」しており、両者の関係は直接的ではない。従って、貨幣額が示すのは満足・不満足ではなく、「欲望願求の強さ」(要用Desiredness)となる。価格経済学では、満足の度合いである「利用 (Utility)」と「要用」が「均し」との前提を置いているから、「利用は価格と相関連」するわけである。他方、厚生経済学の観点からすれば、「満足の期待」[「要用」]と其の実現[「利用」]が一致しない場合は少なくない (同⑤上281～284頁)。それゆえに、「満足の期待」(要用)と結果的な満足の度合い(利用)の一致をもとめる労働争議が成り立つのであり、それは「労働者の願望、利益に反して労働を強制、圧迫する作用を防ぎ、国の所得の分配を害し、其可変性を増大せんとする作用に対抗する」という意味で (同⑤上293頁)、「人格闘争」・「厚生闘争」(同⑤上284頁)と呼べる。こうした「厚生化」をめぐる労働争議が生じてはじめて、福田が主張してきた積極的な社会政策は意義をもつのである。

(14) 宮島英昭 [1984] 47頁によると、福田の「労働国家論」には、第一に「国家からの自由の観点が著しく微弱であること」、第二に「必ずしも民主主義論を不可欠の構成要素とはしていなかった」という「特徴的問題面」があったという。だが、福田の厚生経済思想の形成を連続的に捉える観点からは、「労働国家」に指摘のような「問題面」があったとは、必ずしもいいきれないのではなからうか。

第一の問題についていえば、「労働国家」において実施される「解放の社会政策」が、現存の法律・制度を超えて自らの人格性を実現しようとする、労働者による自発的な社会運動の要求を支持して実施される政策であったことに着目すべきである。また、第二の問題については、さきに引用したように、福田は多数政党制を支持し、「人間として生れ、国民であれば政治に参与すべきものである」(「如何に改造するか」T 8, ⑥上1071頁)とみなしており、決して民主主義の必要性を否定していたわけではなかった。とはいえ、「労働国家」論において、民主主義にたいする言及がないこともたしかである。指摘の通り、福田が民主主義が「労働国家」にとって「不可欠」の要素ではないと考えていたとすれば、それは、社会運動を前提にして、労働者の「厚生化」を積極的に進めることを任務とする「労働国家」に、国民の意思の反映という点での問題は残っていないとみなしていたからではなからうか。福田の厚生経済思想の体系化という観点から、「労働国家」論を、社会的調和を実現する法的根拠を考察する「社会法学」の内容として理解すると、民主主義という利害調整の方法は、社会運動を支持・促進する「労働国家」の法制度の形成過程に、ある程度含まれていたと考えられるからである。

(15) この主張には、パートランド・ラッセルの「所有衝動よりの解放」の思想が影響している。ラッセルのほかに、福田は「此思潮の先駆」としてマーシャル、ピグー、リーフマンなどの名をあげている (同⑤上273～277頁)。

換言すれば、「厚生化」の要求とは、価格経済学において前提とされていた要求の強さ（「要用」）と満足の度合い（「利用」）との間の対応関係を問い直し、両者の一致を実現しようとする点に特徴があったといえよう。福田によれば、こうした「厚生化」が、経済学のレベルでは価格経済学からの「解放」と同時に厚生経済学への展開を示し、人間の経済活動のレベルでは「所有衝動からの解放」の「拡張」（同⑤上274頁）をさしていた。このことからわかるように、福田の厚生経済学研究が、「社会哲学」の視角から明らかにされた個人・国家・社会の間の関係や、「社会法学」の視角において打ち出された「労働国家」の構想と不可分に結びついていることは疑いもない⁽¹⁶⁾。その意味で、関東大震災やその後引きつづいた失業増大にたいして、福田が提言した復興策や失業対策は、「社会哲学」、「社会法学」、および「経済哲学」からなる厚生経済思想の体系から導き出された主張であった。

関東大震災（大正12年）は、死者約9万9千人、焼失家屋約44万7千戸を数える大災害であった。「震害の最も甚しかった土地に生れ、育」った福田は、「殆んど連日東京市中を奔走」し、被害の実態を調査したという（『復興経済の原理及若干問題』T13、「序の一」⑥上14～15頁）。「復興経済」を構想する過程で、福田が「最も恐るる所」と述べたのは「生存の肯定力の薄弱化」、「正しく人らしく生きんとする意思の減損」および「衛生の衝動の悪化」であった。「独力独行生きんとする人々としては」「漸次落伍しつつある」人々の存在は、「無形財物の破壊」に等しかったのである（同⑥下1832～1833頁）。このような大震災の綿密な観察によって、福田は震災からの復興をめざす「復興経済」を、「ほとんど最絶頂に到達した」「貨幣経済、価格経済」の「厚生経済への進化」と位置づけた。従って、震災前の「価格経済の欠陥、弊害たりし者を可能的に撤去」し、それらに代えて「厚生的作用を助長する」ことが福田の提言の内容となった（同⑥下1839～1840頁）⁽¹⁷⁾。

震災以降もつづく失業増大にたいしては、福田は「資本主義社会に於ける共産原則の展開」によって「失業の必然性」を除去あるいは収縮し、「失業対策の原則的可能性」を高めようと提言した（「失業の必然・不必然と失業対策の可能・不可能」S4、福田徳三[1930]上237頁）。つまり、失業対策としては、「各人よりは其能力に応じて、各人へは其給付に応じて」という「労働原則」（同188頁）ではなく、生存権の主張にみられる「各人へは其所要—需要、欲望—に応じて」という「共産原則」（同188頁）を徹底するべきという主張であった。失業問題は、十分な雇用機会を前提とする「労働原則」をみとめている限り解消できない問題だからである（同209頁）。従って、労働権よりもさらに根源的な権利である生存権を認承する社会の枠組みにおいてなら、失業救済が可能になると福田はいう。それゆえに、福田が評価したのは、イギリスの「職業紹介機関」、「失業保険制度」およびドイツの「新「労働紹介及失業保険法」」などからなる「生存権に立脚する新原則」であった（同237頁）。実際に、大正12年に内務省社会局参与に任じられた福田は、「職業紹介国営要綱」の法案可決を実現させている（『復興経済の原理及若干問題』「序の二」T13、⑥上20頁）。

(16) この点に関して、「福田の厚生経済」は、「マーシャルやピグーのような「価格経済学」を超えた政策の問題」であり、「ケンブリッジ学派を超えて、ホブソンやキャナン、ベヴァリッジ、G.D.H.コールのようなオクスフォードの歴史学派・社会政策学派の伝統、さらにはイギリス労働党の経済政策」に福田が親和的であったという指摘がなされている（西沢保[1998-a]24頁）。

(17) 具体的には、土地価格下落による「不労所得の思い切った減殺」が進んだことと、産業設備の「新旧代替転位」が進んだことに「厚生的意義」が見出されている（同⑥上1851～1863頁）。

むすび

以上で確認してきた福田の厚生経済思想の形成過程は、以下のように整理できよう。

ドイツ歴史学派の発展段階論を学んだ福田は、国民経済段階に到達した日本社会で個人が十分自立していない点を、労働問題に即して理解しようとした。福田には、孤立的に欲望充足をはかる労働を貫く「経済の本則」と、剰余を目的とする組織的労働を貫く「営利の主義」にもとづいて、労働を中心として人間の生活を理解する社会認識の枠組みが備わっていたからである。

明治末の社会問題の解決策として、福田は労働力確保を主張した。だがその主張は、生産の利益を優先し、社会全体の発展を進めることによって、労働者の生存確保や人格向上を果たそうとする生産的社会政策であった。とはいえ、この時期の課題は、経済発展と労働力確保の両立にほかならない。A.マーシャルの主張に着目した福田は、労働者の生存確保や人格向上のために現行法制度の改編を要求する、新しい自由主義の重要性を認識することになったのである。

その意味で、福田による明治末の一連の講演は、A.メンガーが提起した生存権論を主題としており、新しい自由主義を推し進める社会政策の内容を考察するものであった。さらに福田は、穂積陳重との論争や、マルサスとA.ヤングによる人口論の成果を通じて、自然淘汰の「余地」で営まれる人間の生存を確保することが社会政策の主要課題であると捉えるようになった。こうして、現存の社会組織のなかで生存権の認承を果たし、現行法制の欠陥を補うことによって社会問題の解決をはかろうとする福田の社会政策の基本的立場が形づくられたのである。

この立場は「生存権の社会政策」に結びついた。それは、現状を追認するドイツ歴史学派とも、革命をめざす社会主義とも異なり、物質的・人格的欲望充足を目的とするすべての人間の生存を「文化価値」とみなす点で、独自の「哲学」をもつ新しい社会政策であった。とはいえ、本来の福田の社会認識の枠組みからすれば、「生存権の社会政策」が近代社会の特質を十分に捉えていたとはいえない。そこで示された労働には、近代社会に特徴的な創造的側面が十分に反映されていなかったからである。

福田が労働の創造的意義を再確認したのは、第一次世界大戦後であった。福田は、第一次世界大戦を、功利主義的な19世紀型自由主義から、組織を重視する20世紀型自由主義への転換を促す好機会だと捉えたからである。実際、大戦後には、功利主義的な資本主義国である英米と、社会民主主義をとるドイツとの対立のほかに、社会連帯の理念を掲げるフランスも加わった多元的秩序が成立した。だから福田は、あらゆる階層の生存を保障する「真正のデモクラシー」を実現することによって、日本がフランスとともに世界の指導国となることを期待したのである。

とすれば、左右田喜一郎による「生存権の社会政策」批判に直面して、福田が提起した「解放の社会政策」は、労働の創造性が保障され、積極的な自由の拡大が可能となる新しい自由主義の主張だといえよう。新たな社会像を提起した「解放の社会政策」は、福田が厚生経済思想を体系的に展開させていく契機になったのである。その意味で、福田が生存権論を推進力として、「解放」の思想を中心とする厚生経済思想を形成していったことは間違いない⁽¹⁸⁾。

従って、これ以降の福田の思想的営為は、「社会哲学」・「社会法学」・「経済哲学」からなる厚生経済

思想の体系化という観点から理解できる。人格（労働者）対物格（財産所有者）の対立のなかで、労働者によって引き起こされる人格性回復運動（「社会」）と国家が調和を実現するという主張は、社会にあるべき調和を示す「社会哲学」の内容に相当していたし、労働者の社会運動に対処し、積極的に「厚生化」（労働者の人格的向上）を進めるために、「労働国家」が「解放の社会政策」実践すべきだという主張は、調和実現の法的根拠である「社会法学」の内容を示していたと考えられるからである。さらに、欲望と効用の一致をもとめる観点から福田が進めた厚生経済学研究は、「厚生化」がいかにか果たされるか、という問題を扱った点で、まさしく「経済哲学」の試みであった。それゆえに、関東大震災後の経済復興や、失業対策をめぐる福田の提言が、徐々に形づくられてきた厚生経済思想の体系の産物であったことは明らかであろう。

福田の厚生経済思想の形成には、ドイツ留学時の師であるブレンターノのほかに、マーシャルからピグーにいたる生産重視の厚生経済思想、ラスキン、モリス、およびJ.A.ホブスンに共通する貨幣価値以外の人間的厚生を追求する思想、さらにはドイツ観念論の流れを汲むT.H.グリーンやホプハウスにみられるような人格的向上に人間的意義を見出す思想の影響を見出せよう。そのため、福田の厚生経済思想は、経済生活とりわけ生産過程における人間の意義を追求し、それゆえに人間労働の創造的側面を重視するものであり、「生命」やそれを支える人間の経済生活を重く捉え、個人が自由に人格的な発達を遂げて福利を実現しようとする、大正期の日本に特徴的な思想動向と強く結びつくものになった⁽¹⁹⁾。だからこそ、19世紀的のイギリスを特徴づける功利主義的自由主義を批判的に捉え返し、経済発展と労働力の確保を両立するために、円滑な生産を確保することによって自由競争において淘汰される者の厚生を保障するとともに、人間の人格的な発達をも追求しようとした点で、福田の思想は同時代のイギリスにおける新自由主義の展開と軌を一にし、独自の社会像を日本から世界に発信するものであった。

同時に、日本の自由主義としての福田の思想の特質は、個人・国家・社会をめぐる関係の把握にあった。福田の厚生経済思想のなかでは、個人の自由の拡大を前提とする社会の調和は、労働者による社会運動の存在とともに、生存権を認承し、労働者の物質的・人格的向上に法的基礎を与える「労働国家」の出現によって達成されるとみなされていたからである⁽²⁰⁾。

福田は、国家を法律・制度を外枠とする組織とみなし、その法律・制度の枠を打破せざるをえない組織的な運動を「社会」と捉えていた。国家の外枠からはみ出した社会運動は、法律の規定を拡張す

- (18) この意味で、福田の思想活動は、「生産的社会政策」(M39)を中心とする時期をI期「生存権の社会政策」の提起(T5)をII期、「解放の社会政策」論(T8)までをIII期、それ以降の体系化をIV期、と内容的に時期区分できる。宮島英昭[1982, 1983, 1984]が、外的要因を強調して「生産的社会政策」をI期、「生存権の社会政策」をII期、厚生経済学および「マルクス主義への対抗」をIII期として時期区分したのでないし、本稿では、福田が生存権論を推進力として、労働の創造的意義を全面に押し出していった過程を重視するからである。
- (19) 産児調節や「優生運動」について議論した人口食糧問題調査会(昭和2年)において、人口部会の委員であった福田が、永井亨とともに慎重な姿勢をとり、「法律による結婚禁止や断種の実施」を見送る結論を出したこと(藤野豊[1997]125~130頁)は、「生命」にたいする福田の関心の展開からすれば、当然の結果であった。
- (20) この点に関して、福田の厚生経済思想は、同時期に「新自由主義」を提起した石橋湛山(「新自由主義の発達」T4)の思想と対比できよう。石橋の「新自由主義」が欲望の「統整」という考え方にもとづいていた(「加藤弘之博士の『自然と倫理』を評す」T1)のにたいして、福田は個人の欲望充足や衝動の「解放」を法によって承認していることを、自由拡大の手段とみなしていたからである。

ることによって国家の枠内に取り込まれるはずだという認識である。このため福田は、国民経済あるいは国家を単位とする多元的な世界像を理想としていた反面、国際連盟のように国家の枠組みを超えた国際協調体制にはあくまでも消極的にならざるをえなかった。

その限りで、福田にとって「社会の発見」とは、法律・制度を打破してまでも自由を追求する個人の生活と、法律・制度の枠内で営まれる国家の一員としての生活とを、矛盾なく同一化させるための手段の「発見」という意味でしかなかった。それゆえに、福田の主張は、大正期日本の知識人の多くが到達した「社会の発見」のなかで、独自の位置を占めているように思える。大正知識人による「社会の発見」には、国家との同一性から解放された社会の存在が見出されるとともに、国家が部分社会化される一面があったといわれるからである⁽²¹⁾。

この特質は、従来指摘されてきたように、田口卯吉などの明治の自由主義、金井延などによる第一世代の社会政策、および河上肇などによる社会主義・マルクス主義を対立項とする福田の立場を反映するものとして理解できよう。たしかに、現状の固執も転覆も排する福田の立場に、対立項の取り方によって、保守的か進歩的かという視点からの評価を下されかねない側面があったことは否定できない。

その限りで、福田の思想は日本の自由主義が抱えた宿命を示していた。明治においては国家主義と、大正から昭和初期にかけては社会主義・マルクス主義と、それぞれ対立しながら展開してきた日本の自由主義は、対抗思想として生き延びるほかになかった。日本の自由主義は、対抗思想であったために、理念的な対立項の衰退によって自らが拠って立つ基盤を崩される不安定性を常に内包せざるをえなかったのである。

だが、福田の立場を理解するには、注意深さを要することも事実である。現に、堺利彦は福田理解の難しさについて、「ここは学者の手綱に過ぎないと見える部分を見出し、又ここは御用心の避雷針だと頷かる部分を除去し、或る言葉を或る言葉に反訳し、或る解釈を或る解釈に変換して考えると、先に矛盾と見えたものが矛盾でなくなり、先に歯がゆいほど不徹底と思った所が存外徹底した言分となり、結局、反語的に論理の一貫している事を悟るに至る」(堺利彦 [1919-a]⁽²²⁾23～24頁)と指摘している。

それだけに、福田の思想を、保守的か進歩的かという側面だけで単純に理解することは慎むべきである⁽²³⁾。実際、福田の思想形成を連続的に捉えていくことによって、到達点である「労働国家」論が、あらゆる人間にとっての自由の積極的な拡大を進める提言として、理念対立にとらわれない意義をもっていることが理解できた。福田の厚生経済思想が、西洋思想に学びながら、淘汰と生存の間の矛

(21) 大正9～10年ごろ、吉野作造、大山郁夫、高田保馬、長谷川如是閑、および福田などが共通して、「社会の発見」を認識した議論を展開したこと、その展開を進めたのが「生物進化論的な「互助」と「闘争」の観念」であったことを明らかにしたのは、飯田泰三 [1980] 51～59頁であった。こうした指摘はたしかに福田にも当てはまるが、上に述べたように「社会の発見」という場合の「社会」概念が、福田と吉野らとの間では異なっていた。

(22) 堺利彦をはじめ、同時代人による福田批評の文献は、菊池誠司 [1997-98] によって紹介されている。

(23) この意味で、中村勝範 [1985, 1986-a, 1986-b, 1987] のように、福田の主張を「進歩的」か「保守頑冥思想」との同調か、という点だけで特徴づけるのは無理がある。むしろ、福田が「保守頑冥思想と同伴した」(中村勝範 [1986-b] 88頁)かのようにみえたのは、福田の思想のなかに、個人の自由拡大に積極的に関わっていく国家像が含まれていたからであることを解明すべきではあるまいか。

盾という社会発展に避けがたい問題に取り組み、人間の生存の確保と人格の積極的向上という理想を日本の土壌の上で実現する目的をもって形成された点で、対立項との関係を離れてもなお存在する独自の意義をもつことを忘れてはならないのである。

参 考 文 献

- 福田徳三[1925-26]『経済学全集』全6巻, 同文館
 — [1928]『唯物史観経済史出发点の再吟味』上下, 改造社
 — [1930]『厚生経済研究』上下, 刀江書院
- 阿部次郎[1921]「人格主義と労働運動」阿部次郎 [1922]『人格主義』岩波書店に所収
- 安藤良雄[1979]『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会
- 藤野 豊[1997]『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版
- 福田徳三先生記念委員会編[1960]『福田徳三先生の追憶』中央公論出版事業部
- 原田勝正・塩崎文雄編[1997]『東京・関東大震災前後』日本経済評論社
- 池田 信[1977]『日本社会政策思想史論』東洋経済新報社
 — [1987]『日本の協調主義の成立——社会政策思想史研究——』啓文社
- 池尾愛子[1993]『20世紀の経済学者ネットワーク』有斐閣
- 飯田泰三[1980]「吉野作造——“ナショナルデモクラット”と「社会の発見」」小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想』(下) 青木書店
- 伊藤 隆[1978]『大正期「革新」派の成立』塙書房
- 加茂利男[1985]「「大正デモクラシー」と社会政策思想——福田徳三論覚書——」平井友義・毛利敏彦・山口定編『統合と抵抗の政治学』有斐閣に所収
- 姜 徳相[1975]『関東大震災』中公新書
- 姜 尚中[1987]「福田徳三の朝鮮停滞史観——停滞論の原像——」『季刊 三千里』49号
- 菊池城司[1997-98]「近代日本高等教育における教育と研究——福田徳三とその時代——」(URL, <http://kyosya1.hus.osaka-u.ac.jp/fukuda/>)
- 喜田了祐[1964]「アントン・メンガー」『一橋論叢』51巻4号
- 木嶋久美[1998]「福田徳三における厚生経済思想の形成(上)——「生存権の社会政策」をめぐる——」九州大学大学院『経済論究』100号
- 清野幾久子[1984]「福田徳三における『生存権論』の受容とその展開——明治憲法下における『生存権論』の一断面——」明治大学大学院紀要, 2月
 — [1991]「福田徳三の「国体」・「国本」論——福田徳三における国家・社会・生存権論(1)——」札幌大学『札幌法学』2巻2号
- 松野尾裕[1994]「日本における『啓蒙の経済学』の思想的水脈——制度化研究の視点から——」『経済学史学会年報』32号
- 松尾尊兌[1974]『大正デモクラシー』岩波書店
- メンガー, A.[1921]『新国家論』河村又介訳, 聚英閣・新人会叢書
 — [1923]『民衆政策』藤本直訳, 廣文館
 — [1924]『全労働収益権史論』森戸辰男訳, 弘文堂書房
- 三嶋唯義[1969]『人格主義の思想』紀伊国屋新書
- 宮本盛太郎[1986-a]『日本人のイギリス観 新自由主義・国民権論のモデル』御茶の水書房
 — [1986-b]「日本人のロイド・ジョージ論—明治末期——第一次世界大戦——」『UP』165号
- 宮島英昭[1982]「初期福田徳三の経済的自由主義——明治末期の政策論争を中心にして——」『社会経済史学』48巻1号
 — [1983]「近代日本における“社会政策的自由主義”の展開——福田徳三の「生存権論」の史的分析——」『史学雑誌』92編12号

- [1984]「1920年代初頭の“社会政策的自由主義”——福田徳三の「労働国家論」を中心にして——」『社会経済史学』50巻1号
- 中山伊知郎[1978]「厚生経済学と福田徳三」早坂忠・美濃口茂編『近代経済学と日本』日本経済新聞社に所収
- 福田徳三博士追憶論文集刊行委員会編輯[1933]『福田徳三博士追憶論文集 経済学研究』森山書店
- 中村勝範[1985]「黎明会創立における大正デモクラシーの一駒」慶應義塾大学『法学研究』58巻2号
 - [1986]「黎明会とその漸進主義」慶應義塾大学『法学研究』59巻12号
 - [1987-a]「黎明会と福田徳三」慶應義塾大学『法学研究』60巻1号
 - [1987-b]「社会変動と大正デモクラシー」慶應義塾大学『法学研究』60巻2号
- 二階堂達郎[1986]「貨幣生成論の二つの型——福田徳三の「神聖」貨幣と左右田喜一郎の「愛着」貨幣をめぐって——」『思想』748号
- 西沢 保[1987]「世紀転換期における高等商業教育運動をめぐって——飯田、関、福田の留学を中心に——」大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』88巻1号
 - [1997]「歴史学派の受容と変容——福田徳三に関する覚え書き——」中央大学『商学論纂』38巻5号
 - [1998-a]「歴史学派の波及と変容——労働問題をめぐるマーシャルと福田徳三——」『経済研究』49巻1号
 - [1998-b]「大正デモクラシーと産業民主主義・企業民主主義の展開」南亮進・中村政則・西沢保編『デモクラシーの崩壊と再生 学際的研究』日本経済評論社に所収
- 桶谷秀昭[1997]「福田徳三——大正末年或る日のエスキース」季刊『アーガマ』143号, 阿含宗出版社
- 太田雅夫[1994]「改造・解放思潮のなかの知識人」金原左門編 [1994]『大正デモクラシー 近代日本の軌跡4』吉川弘文館
- 太田雅夫編[1971]『資料 大正デモクラシー論争史』全2巻, 新泉社
- 堺 利彦[1919-a]「福田徳三君を評す」『新社会』6巻1号
 - [1919-b]「一石二鳥的の効果——福田博士の『解放論』及『真本論』を評す——」『新社会』6巻4号
- 坂本多加雄[1996]『知識人 大正・昭和精神史断章』読売新聞社
- 左右田喜一郎[1918-a]「極限概念としての文化価値」『文化価値と極限概念』岩波書店, 1922年に所収
 - [1918-b]「価値哲学より観たる生存権論」『文化価値と極限概念』岩波書店, 1922年に所収
 - [1922]『経済哲学の諸問題』岩波書店
- 杉原四郎[1979]「福田徳三と河上肇」京都大学『経済論叢』124巻5・6号
 - [1984]『日本のエコノミスト』日本評論社
- 鈴木貞美編[1995]『大正生命主義と現代』河出書房新社
- 鈴木貞美[1996]『「生命」で読む日本近代 大正生命主義の誕生と展開』NHKブックス
- 田中和男[1982]「明治末・大正期の「生存権」思想」同志社大学人文科学研究所『社会科学』29号
- 山田雄三[1980]「「厚生経済」研究における福田先生の遍歴」福田徳三 [1980]『厚生経済』講談社学術文庫に所収
 - [1981]「福田経済学と福祉国家論」『日本学士院紀要』37巻3号
 - [1982]「福田・河上論争管見」『河上肇全集12』「月報」岩波書店
- 山本義彦[1992]『近代日本経済史——国家と経済』ミネルヴァ書房
- 山之内靖[1969]「福田徳三と経済学における人格性」長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅰ』有斐閣に所収